

岐南町告示第12号

令和6年第1回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月14日

岐南町長 小島英雄

記

1. 期 日 令和6年3月1日

2. 場 所 岐南町議会議場



○議事日程

令和6年3月1日（金） 第1日

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | 会期の決定について |
| 第 3 | 同意第 1 号 岐南町長の辞職の同意について |
| 第 4 | 議員辞職について |
| 第 5 | 議案第 1 号 岐南町情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 2 号 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 3 号 岐南町監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 4 号 岐南町職員の配偶者同行休業に関する条例について |
| 第 9 | 議案第 5 号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第 6 号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第 7 号 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議案第 8 号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例について |

		て
第 1 3	議案第 9 号	岐南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 1 4	議案第 1 0 号	岐南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 1 5	議案第 1 1 号	岐南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 1 6	議案第 1 2 号	岐南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
第 1 7	議案第 1 3 号	岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 1 8	議案第 1 4 号	岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第 1 9	議案第 1 5 号	令和 5 年度岐南町一般会計補正予算について
第 2 0	議案第 1 6 号	令和 5 年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について
第 2 1	議案第 1 7 号	令和 5 年度岐南町介護保険特別会計補正予算について
第 2 2	議案第 1 8 号	令和 5 年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第 2 3	議案第 1 9 号	令和 6 年度岐南町一般会計予算について
第 2 4	議案第 2 0 号	令和 6 年度岐南町国民健康保険特別会計予算について
第 2 5	議案第 2 1 号	令和 6 年度岐南町介護保険特別会計予算について
第 2 6	議案第 2 2 号	令和 6 年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について

第 2 7	議案第 2 3 号	令和 6 年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について
第 2 8	議案第 2 4 号	令和 6 年度岐南町水道事業会計予算について
第 2 9	議案第 2 5 号	令和 6 年度岐南町下水道事業会計予算について
第 3 1		総務住民委員会の副委員長の互選について
第 3 2		議会運営委員会委員の選任及び委員長・副委員長の互選について
第 3 3	選 第 1 号	木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の補欠選挙について

————— ◇ —————

○諸般の報告

1. 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和5年12月、令和6年1月、2月の例月出納検査、並びに令和5年度定期監査を執行した結果の報告
2. 令和5年度羽島郡二町教育委員会の取組に対する点検評価についての報告

————— ◇ —————

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

————— ◇ —————

○出席議員

9 名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村 山	博 司	君
3	番	松 本	暁 大	君
4	番	三 宅	祐 司	君
5	番	後 藤	友 紀	君
6	番	松 原	浩 二	君
7	番	櫻 井	明	君
8	番	渡 邊	憲 司	君
9	番	木 下	美津子	君

————— ◇ —————

○欠席議員

な し

————— ◇ —————

○欠 員

1 名

————— ◇ —————

○説明のため出席した者の職氏名

副	町	長	傍	島	敬	隆	君
教	育	長	野	原	弘	康	君
会	計	管	井	上	哲	也	君
総	務	部	小	関	久	志	君
総	合	政	三	輪		学	君
福	祉	部	中	村	宏	泰	君
土	木	部	安	田		悟	君
住	民	部	岩	田	恵	司	君
総	務	課	服	部	貴	司	君
財	政	課	記	野	雅	之	君
総	合	政	撰	田	真	広	君
策	課	長					



○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	堀	場	康	伸
書					記	西	脇	信	一郎



開会

午前10時02分 開会

○議長（櫻井 明君） ただいまから第1回岐南町議会定例会を開催いたします。

なお、本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の撮影を許可しております。

なお、本日、小島英雄町長は所用により欠席いたします。



○議長（櫻井 明君） 日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和5年12月、令和6年1月、2月の例月出納検査、並びに令和5年度定期監査を執行いたしました結果の報告がありましたので、お手元に配付した報告書の写しによりご承知おきを願います。

次に、羽島郡二町教育委員会の取組に対する点検評価についての報告を求めます。

野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 諸般の報告をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、羽島郡二町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検評価委員会の評価を別紙のとおりご報告いたします。

以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

開議

○議長（櫻井 明君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において1番
長谷川 淳議員、2番 村山博司議員の両名を指名します。

第2 会期の決定について

○議長（櫻井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月21日までの21日間と定めたいと
思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月21日までの21日間と決定しました。

第3 同意第1号

○議長（櫻井 明君） 日程第3、同意第1号 岐南町長の辞職の同意についてを議題
といたします。

本案件は、小島英雄町長から令和6年2月29日付で3月5日をもって退職したいと
の申出があったもので、議長発案として議会の同意を求めるものであります。

堀場康伸議会事務局長に辞職届を朗読してもらいます。

○議会事務局長（堀場康伸君）

辞職届

このたび一身上の都合により、令和6年3月5日をもって退職いたしますのでお届けします。

令和6年2月29日

岐南町議会議長 櫻井 明殿

岐南町長 小島英雄

○議長（櫻井 明君） お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、同意第1号 岐南町長の辞職の同意については同意することに決しました。

————— ◇ —————

第4 議員辞職について

○議長（櫻井 明君） 日程第4、議員辞職について報告を行います。

岩田晴義議員より、令和6年2月8日付で議員辞職願が提出されました。その写しを配付しております。地方自治法第126条ただし書の規定により、2月8日付で許可をいたしましたのでご報告いたします。

————— ◇ —————

第5 議案第1号から第29 議案第25号まで

○議長（櫻井 明君） 日程第5、議案第1号から日程第29、議案第25号までの25案件を一括し、議題とします。

—————

（議 案 掲 載 省 略）

—————

○議長（櫻井 明君） この25案件に対する提出者の説明を求めます。

傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 議案第1号 岐南町情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律との整合性を図るために改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては、公文書の電磁的記録に関する規定の追加、公文書の公開請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで個人の情報等の開示となり得るときは、公文書の存在を明らかにしないで公開の請求を拒否することができる、いわゆるグローマー拒否に関する規定の追加を行うものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第2号 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正及び新たな独自利用事務について定めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が廃止されることに伴う定義の新設及び名称の変更をするものです。

また、個人番号の独自利用として、既に規定のある岐南町福祉医療費助成制度に関する事務に、新たに各医療保険の情報の項目を追加し、さらに新たな事務として子育て短期支援事業を追加するものでございます。

なお、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う改正は法律の施行の日から施行し、独自利用に関する改正は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第3号 岐南町監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の規定の整備を行うため本条例を制定しようとするものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第4号 岐南町職員の配偶者同行休業に関する条例についてご説明申し上げます。

地方公務員法第26条の6の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

配偶者同行休業とは、公務において活躍することが期待できる職員が、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、職員としての身分を保有しつつ職務に従事しないことができる制度でございます。

また、この条例の制定に関連いたしまして、附則において、岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び岐南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を併せて行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第5号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、育児休業をしている会計年度任用職員への勤勉手当の支給について定めるものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第6号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員への勤勉手当の支給について定めるものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第7号 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴う所要の整備、特定教育・保育施設の重要事項について従来の書面掲示に加え、インターネットでの公表を義務づける規定の追加を行うものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第8号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和6年度から第9期介護保険事業計画が開始することに伴い、介護保険料の改定を行い、また介護保険法施行令等の規定の見直しによる保険料率、所得段階の改定等所要の整備を行うため、この条例の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第9号 岐南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

3年に一度の介護報酬に係る改定等により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が制定されたことに伴い、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準の改正が行われたところでございますが、この改正による所要の整備を行うため、この条例の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第10号 岐南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

3年に一度の介護報酬に係る改定等により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が制定されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正が行われたところでございますが、この改正による所要の整備を行うため、この条例の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第11号 岐南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

3年に一度の介護報酬に係る改定等により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が制定されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正が行われたところでございます。この改正による所要の整備を行うため、この条例の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第12号 岐南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

3年に一度の介護報酬に係る改定等により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が制定されたことに伴い、指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正が行われたところでございますが、この改正による所要の整備を行うため、この条例の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第13号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、水道法の一部改正を受け、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第14号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

最近における社会経済情勢を鑑み、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、消防団員の補償基準額の引上げを行うため改正するものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

また、この条例の改正後の規定は、施行日以降に支給すべき事由が生じた損害補償について適用され、施行日前については従前の例によるものでございます。

続きまして、議案第15号 令和5年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ6億860万3,000円を増額し、99億4,004万2,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、ふるさと納税における返礼品の地場産品基準が、総務省の基準改正により厳格化されたことに伴うふるさと岐南応援事業費2,087万4,000円の減額、第三者調査委員会委託料として500万6,000円、定額減税補足給付金給付事業費として2億3,757万8,000円、振り仮名法制化に係る戸籍システム改修委託料として220万円、町長選挙経費及び町議会議員補欠選挙経費として422万5,000円の増額、民生費におきまして、障害者自立支援給付費として4,823万2,000円、国民健康保険特別会計繰出金として1,189万6,000円の増額、介護保険特別会計繰出金として530万2,000円の減額、エネルギー・食料品価格等高騰支援給付金給付事業費として6,310万3,000円、保育所等における町内事業所の新設及び利用人員の精算などに伴う保育所負担金として3,603万4,000円、子どもに対する生活支援金給付事業費として2,311万1,000円の増額、衛生費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等に係る国庫支出金過年度返還金として7,367万円の増額、土木費におきまして、新所平島線地元負担金として1,458万円の減額、教育費におきまして、図書館施設改修工事として312万1,000円の減額、諸支出金におきまして、財政調整基金積立金として1億7,300万円、減債基金積立金として2,320万円の増額、また年度末に至り各事業の精査による増額及び減額をいたしたいものでございます。

これに対する歳入の主なものといたしましては、町税におきまして9,391万7,000円の増額、地方交付税におきまして8,306万5,000円の増額、国庫支出金におきまして、子どものための教育・保育給付交付金として2,287万8,000円、障害者自立支援事業費等負担金として2,411万5,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として842万8,000円の減額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として220万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3億3,984万3,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として579万8,000円の減額、県支出金におきまして、障害者自立支援事業費等負担金として1,205万7,000円、子どものための教育・保育給付交付金として915万7,000円の増額、寄附金におきまして、ふるさと岐南応援寄附金として5,300万円の減額、繰越金におきまして2億3,351万8,000円の増額、町債におきましては、土木債として9,240万円、臨時財政対策債として5,300万円を減額いたしたいものでございます。

続いて、第2条、繰越明許費の補正におきましては、定額減税補足給付金給付事業

をはじめとした11事業につきまして、年度内での事業完了が見込めないため、予算を繰り越して執行できるよう計上させていただきました。

次に、第3条、地方債の補正におきましては、各事業の事業費を精査したことに伴い、限度額を変更いたしたいものでございます。

続きまして、議案第16号 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,756万3,000円を増額し、27億885万1,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、高額療養費に係る保険給付費3,513万9,000円を増額し、基金積立金1億1,242万4,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、県補助金3,513万9,000円を増額、一般会計繰入金1,189万6,000円を増額、基金繰入金3,698万1,000円を減額、繰越金1億3,750万9,000円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、議案第17号 令和5年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ4,128万円を減額し、20億5,756万2,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、保険給付費に係る介護サービス等諸費については3,969万3,000円の減額、介護予防サービス等諸費については79万4,000円の減額、審査支払手数料等、その他諸費については8万円の増額、地域支援事業費に係る介護予防・日常生活支援総合事業費については11万2,000円を増額、包括的支援事業費・任意事業費については98万5,000円を減額いたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金1,353万7,000円を減額、支払基金交付金1,088万円を減額、県支出金576万5,000円を減額、一般会計繰入金530万2,000円を減額、基金繰入金772万9,000円を減額、繰越金154万3,000円を増額、諸収入39万円を増額いたすものでございます。

続きまして、議案第18号 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1,472万9,000円を増額し、6億5,056万3,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金として1,472万9,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、後期高齢者医療保険料として1,472万9,000円を

増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、議案第19号 令和6年度岐南町一般会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は91億5,000万円で、前年度当初予算と比較いたしますと6.6%の増額となっております。今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇の影響により建設事業費等の上昇が続く中、変化する住民のニーズを的確に捉えつつ、デジタル推進や災害対策など様々な行政課題に対応し、安全・安心な暮らしを提供できるよう令和6年度予算につきましては、岐南町第6次総合計画に掲げる将来像「みんなで作る魅力あるまち・ぎなん」の実現に向けた予算編成を行いました。

それでは、歳出につきまして、款別に新規事業を中心に主な施策についてご説明申し上げます。

初めに、総務費でございますが、ふるさと納税関連経費として5,372万9,000円、コミュニティバス運行費などの公共交通運営事業費として3,805万6,000円、コンビニエンスストアでの諸証明書の交付事業として2,684万9,000円を計上し、利便性を重視した住民サービスの向上を目指します。また、「安全で安心な生活を実現するまちづくり」に掲げる「防災施策」として、防災倉庫の建て替え及び駐車場整備事業費として1億7,931万7,000円を計上いたしております。

次に、民生費でございますが、福祉関係経費として、障害者自立支援給付費をはじめとした扶助費に7億9,441万4,000円、保育所関連経費として8億4,030万3,000円、「思いやりとふれあいで人を育むまちづくり」の実現のための「子育て施策」として、ほほえみ会館において子どもの居場所づくり事業を拡充するための経費に1,082万6,000円、岐南町在住の高校生世代の入院に係る医療費助成事業として48万3,000円、特別会計への繰出金といたしまして、国民健康保険特別会計に対し1億9,488万3,000円、後期高齢者医療特別会計に対し3億1,593万5,000円、介護保険特別会計に対し3億774万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、衛生費でございますが、保健衛生関係経費として、がん検診等委託料2,169万6,000円、予防医療の充実を図るための個別予防接種等委託料9,461万4,000円、「みんなが健やかに楽しく暮らせるまちづくり」に掲げる「健康づくり施策」として、助成対象を拡充した带状疱疹予防接種費用助成事業として60万円を計上いたしております。

次に、清掃関係経費でございますが、可燃ごみの収集及び積替運搬処理業務委託料として5億853万5,000円、岐阜羽島衛生施設組合負担金として1億6,718万8,000円を計上し、環境保全に配慮し事業を実施してまいります。

次に、商工費でございますが、商工会振興補助金として1,406万8,000円、「にぎわいと新たな活力を生むまちづくり」に掲げる「産業振興施策」として、中小企業等活性化補助金1,000万円を計上し、商工振興を推進してまいります。

次に、土木費でございますが、道路橋梁維持費としまして1億5,725万円、そのうち、5年に1回の定期点検として実施される橋梁点検業務委託料として1,510万1,000円、道路橋梁新設改良費といたしまして1億460万3,000円、そのうち、「安全で安心な生活を実現するまちづくり」に掲げる「治水施策」としての雨水管理総合計画策定事業として3,000万円、町道整備改良費に4,916万8,000円、都市計画関係経費におきましては、新所平島線地元負担金に7,275万2,000円、下水道事業への負担金として3億468万2,000円、補助金として1,892万円などを計上し、引き続き都市基盤整備を実施してまいります。

消防費におきましては、消防団運営経費として2,547万9,000円、羽島郡広域連合負担金として3億9,967万5,000円、木曽川右岸地帯水防事務組合負担金として844万1,000円、「安全で安心な生活を実現するまちづくり」に掲げる「防災施策」としての消防ポンプ自動車更新導入事業費2,860万円を計上し、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

続きまして、教育費でございますが、羽島郡二町教育委員会負担金及び分担金として1億4,172万8,000円、学校給食費助成金として1億1,000万円を計上いたしております。社会教育関連経費では、「夢や希望を育み心豊かに暮らせるまちづくり」に掲げる「文化芸術及び生涯学習施策」としての国民文化祭補助金交付事業経費65万2,000円及び東・西町民センター2階のトイレ洋式化工事経費219万8,000円を計上し、文化振興及び社会教育環境の整備を推進してまいります。保健体育関連経費では、体育施設等の指定管理者制度の管理料として3,069万円を計上いたしております。

次に、公債費でございますが、元利償還金として5億2,457万3,000円を計上いたしております。

これに対する歳入でございますが、町税におきましては、個人町民税では前年度当初予算に対し1.2%増の15億7,878万2,000円、法人町民税につきましては11.5%増の2億6,864万8,000円、固定資産税につきましては0.4%減の19億8,457万4,000円など、前年度当初予算に対し1.2%増の総額41億5,382万8,000円を計上いたしております。

また、地方消費税交付金におきましては、3.2%増の6億7,100万円、地方交付税におきましては、前年度当初予算に対し42.6%増の5億9,900万円を計上いたしております。

負担金につきましては、学童保育運営費負担金2,198万6,000円、保育所負担金

3,487万5,000円など、前年度当初予算に対し3.1%増の総額6,219万6,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、子どものための教育・保育給付交付金 3 億1,046万2,000円、障害者自立支援事業費等負担金 3 億9,039万7,000円、児童手当負担金 3 億8,572万6,000円、防災・安全交付金6,200万9,000円など、前年度当初予算に対し12.6%増の総額13億6,786万1,000円を計上いたしております。

続きまして、県支出金でございますが、国民健康保険保険基盤安定負担金7,487万3,000円、障害者自立支援事業費等負担金 1 億9,519万8,000円、子どものための教育・保育給付交付金 1 億3,274万8,000円、児童手当負担金8,315万9,000円、福祉医療費補助金 1 億1,751万円、児童福祉費補助金8,902万円など、前年度当初予算に対し11.2%増の総額 8 億4,296万8,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、ふるさと岐南応援寄附金として 1 億1,000万円を計上いたしております。

繰入金の主なものにつきましては、財政調整基金 2 億9,000万円、公共施設建設事業基金 1 億5,430万円など、総額 4 億5,573万7,000円を計上いたしております。

町債につきましては、都市計画道路整備事業債6,530万円、地方道路等整備事業債 6,040万円、臨時財政対策債3,000万円等の総額 2 億590万円を計上いたしております。

続きまして、第 2 条の債務負担行為につきましては、庁内情報関連機器等に係る借上げとLED防犯灯機器借上げに係る限度額を計上いたしております。

第 3 条では、地方債の目的、限度額、償還方法について定めさせていただきました。

続きまして、議案第20号 令和 6 年度岐南町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は25億7,154万4,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと1.6%の増額となっております。この理由といたしましては、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の増額が主な要因でございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げます。

被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金及び葬祭費等の保険給付費といたしまして17億1,752万4,000円を計上いたしております。

次に、県において、市町村ごとに医療費水準及び所得水準を考慮して算定し、市町村ごとに決定された納付金を納付するために、国民健康保険事業費納付金といたしまして 7 億7,271万5,000円を計上しております。

続きまして、保健事業費でございますが、特定健康診査委託料及び生活習慣病健診の助成費用等といたしまして2,863万9,000円を計上いたしております。

これに対する歳入でございますが、国民健康保険税といたしまして5億7,974万6,000円を計上しております。

次に、県支出金といたしまして、被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費等給付に必要な費用及び保険者努力支援分等として17億5,244万4,000円を計上しております。

続きまして、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金及び基金繰入金等といたしまして、繰入金2億2,647万6,000円を計上しております。

続きまして、議案第21号 令和6年度岐南町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額はそれぞれ20億545万1,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと0.6%の増額となっております。この理由といたしましては、介護給付費及び地域支援事業費の増加が主な要因でございます。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。

初めに、総務費でございますが、主なものとして、人件費等の総務管理費1,594万8,000円、介護認定審査会費1,219万4,000円を計上いたしております。

次に、保険給付費でございますが、要介護認定された方の介護サービス等諸費16億8,865万7,000円、要支援と認定された方への介護予防サービス等諸費5,359万8,000円、審査支払手数料232万7,000円、高額介護サービス等費5,047万7,000円、高額医療合算介護サービス等費117万2,000円、低所得者の介護保険施設等における食事・居住費の負担軽減に係る特定入所者介護サービス等費4,304万6,000円を計上いたしております。

次に、地域支援事業費でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業費5,190万4,000円、包括的支援事業費・任意事業費7,340万7,000円を計上いたしております。

これに対する歳入でございますが、65歳以上の第1号被保険者より納付していただく保険料につきましては、4億9,111万2,000円を見込んでおります。

国庫支出金におきましては、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金として4億1,368万2,000円を計上いたしております。

支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として5億1,053万8,000円を計上いたしております。

県支出金につきましては、介護給付費負担金、地域支援事業交付金として2億6,818万3,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、保険給付費、地域支援事業費及び事務費等に対する一般会計からの繰入金として3億774万円を計上いたしております。

続きまして、議案第22号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は6億5,545万2,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと8.2%の増額であります。後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主な要因でございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げます。

総務費に係る総務管理費といたしまして487万6,000円で、主なものとして各種システム改修委託料209万9,000円を計上いたしております。

徴収費217万7,000円で、主なものといたしまして、徴収業務に伴う電算処理委託料74万3,000円を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金6億4,779万5,000円は、主に岐阜県後期高齢者医療広域連合に支払う保険料等負担金及び療養給付費等負担金であります。

これに対する歳入でございますが、後期高齢者医療保険料3億3,943万8,000円は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料として納付される保険料でございます。

続きまして、一般会計繰入金3億1,593万5,000円は、保険基盤安定繰入金及び療養給付費等繰入金などがございます。

続きまして、議案第23号 令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は2億7,165万2,000円でございます。主なものをご説明いたします。

まず、歳出でございますが、教育総務費では、事務局費として事務局の運営に係る費用で人件費等1億4,260万円、学校教育費では、教育指導費として不登校に対応する教育相談専門員及び教育支援センター配置のスタッフの人件費等1,839万9,000円、教育振興費として郡内の小中学校に勤務するスクールサポートスタッフや学習支援スタッフ等、また中学校部活動社会人指導員に係る費用やICT支援専門員、スイミングインストラクターなどの人件費等9,934万7,000円、社会教育費では、社会教育総務費として地域学校協働活動推進員の人件費や各学校運営協議会の活動費を補助するコミュニティスクール活動補助金等をはじめとした685万7,000円、保健体育費では、保健体育総務費として郡学校保健会事業補助金等をはじめとした113万6,000円を計上しております。

これに対する歳入でございますが、二町からの分担金として8,591万8,000円、負担金として1億7,979万6,000円、また県支出金としてスクールサポートスタッフ配置事業補助金等465万9,000円を計上いたしております。なお、この予算につきましては、

去る2月16日、郡内の2町長、2議長で構成いたします羽島郡二町教育委員会運営協議会において了承されたものでございます。

最後に、幹事町として予算を適正に執行するとともに、羽島郡二町教育の充実に努めてまいります。

続きまして、議案第24号 令和6年度岐南町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、新年度の業務量でございますが給水戸数1万790戸、年間総給水量355万立方メートル、1日平均給水量9,726立方メートルを予定しております。また、主な建設改良事業といたしまして主要配水管耐震化工事を予定しております。

次に、収支についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益は3億964万7,000円を計上いたしました。内訳としましては、給水収益など営業収益2億6,313万1,000円と、工事負担金等長期前受金戻入など営業外収益4,651万6,000円でございます。

対する水道事業費用は3億7,317万5,000円を計上いたしました。主な内訳としましては、総係費など営業費用3億4,062万4,000円、企業債利息など営業外費用2,859万1,000円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入といたしまして3,902万3,000円を計上いたしました。内訳としましては、工事負担金収入でございます。

対する資本的支出は1億7,753万1,000円を計上いたしました。主な内訳としましては、工事請負費など建設改良費1億7,101万3,000円と、企業債償還金551万8,000円でございます。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する1億3,850万8,000円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額1,147万5,000円、過年度分損益勘定留保資金9,820万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金2,883万円で補填する予定でございます。

最後に、議案第25号 令和6年度岐南町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

新年度の業務量でございますが、排水戸数8,500戸、年間総有収水量258万9,000立方メートル、1日平均有収水量7,093立方メートルを予定しております。また、主な建設改良事業といたしまして、薬師寺地区面整備工事、平成地区面整備工事を予定しております。

次に、収支についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、下水道事業収益は6億8,551万9,000円を計上いたしました。内訳としましては、下水道使用料など営業収益2億8,410万

1,000円と、他会計負担金など営業外収益4億141万8,000円でございます。

対する下水道事業費用は7億1,577万2,000円を計上いたしました。主な内訳としては、流域下水道管理運営費負担金など営業費用6億4,631万2,000円、企業債利息など営業外費用6,506万円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入といたしまして4億4,203万2,000円を計上いたしました。内訳としましては、企業債2億6,140万円、補助金6,850万円、負担金1億1,213万2,000円でございます。

対する資本的支出は6億3,778万4,000円を計上いたしました。主な内訳としましては、工事請負費など建設改良費3億9,934万3,000円、固定資産購入費155万9,000円、企業債償還金2億3,388万2,000円でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する1億9,575万2,000円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額3,561万3,000円、過年度分損益勘定留保資金7,335万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,678万4,000円で補填する予定でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。



第31 総務住民委員会の副委員長の互選について

○議長（櫻井 明君） 日程第31、総務住民委員会の副委員長の互選を行います。現在、総務住民委員会の副委員長が欠員となっております。その互選を行います。委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することとなっておりますので、同条例第7条第1項の規定により、総務住民委員会の副委員長互選のため次の休憩中に総務住民委員会を開催し、結果を議長までご報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ここで、総務住民委員会における副委員長の互選の結果について報告がありましたので、ご報告いたします。

総務住民委員会副委員長に松本暁大議員であります。



第32 議会運営委員会委員の選任及び委員長・副委員長の互選について

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第32、議会運営委員会委員の選任を行います。

現在、議会運営委員会の委員が1名が欠員となっておりますので、その選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例規則第5条第2項の規定によって、議長において三宅祐司議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員にただいま指名いたしましたとおり選任することに決しました。

なお、議会運営委員会委員長が欠員となっております。委員長は、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することになっておりますので、委員会委員長の互選のため議会運営委員会を次の休憩中に開催し、結果を議長までご報告お願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ここで、議会運営委員会における委員長の互選結果について報告がありますので、ご報告申し上げます。

委員長に木下美津子議員、副委員長に三宅祐司議員であります。

————— ◇ —————

第33 選第1号

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第33、選第1号 木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員に欠員が生じたため、同組合規則第6条第2項の規定により選挙を行うものであります。町の推薦に基づかない選挙とする議員で、定員3名のうち、岩田晴義議員が辞任したことに伴う補欠選挙であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行います。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

町の推薦に基づかない選挙とする木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員には、後藤友紀議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長において指名いたしました後藤友紀さんを木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました後藤友紀さんが、木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました後藤友紀さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

○議会事務局長（堀場康伸君） それでは、木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の当選者の氏名を敬称を略して申し上げます。

氏名、後藤友紀、以上でございます。

————— ◇ —————

休会

○議長（櫻井 明君） お諮りします。明日から3月3日までの2日間は議案精読のため休会とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、明日から3月3日までの2日間は休会と決定しました。3月4日午前10時から会議を開きます。

————— ◇ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会とします。

午前11時03分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

長谷川 淳

岐南町議会議員

村 山 博 司

